合併25 anniversary

感謝を込めて

JA兵庫西

どんどんつもる！

冬のキャンペーン

ウィンター定期貯金

新規資金お預入れ限定
（個人の組合員）

【預入期間】1年

税引後 年1.115%

年1.40%

【預入期間】3年

税引後 年1.274%

年1.60%

キャンペーン期間

令和8年11月24日（火）▶令和9年1月29日（金）

取扱商品	預入期間	預入金額	継続方法
スーパー定期貯金 大口定期貯金	1年（単利型） 3年（複利型）	10万円以上	元金自動継続 元利金自動継続

※新規資金とは、キャンペーン期間中に当JAに現金（小切手）・振込等によりお預け入れされたご資金を指します。既に当JAにお預け入れの定期貯金の満期資金、解約、普通貯金出金等によるお預け替えは対象外になります。

詳しくはJA兵庫西の各支店窓口までお気軽にお尋ねください。

各店舗情報はこちらから▶ ホームページ インスタグラム

JA兵庫西

https://www.ja-hyogonishi.or.jp

支店

毎度ありがとうございます。私にご用命ください。

商品の内容

令和8年11月24日現在

商品名	スーパー定期貯金・大口定期貯金〈単利型・複利型〉
ご利用いただける方	個人の組合員
お預入れ金額	10万円以上　※大口定期貯金ご契約の方は1,000万円以上
取扱期間	令和8年11月24日（火）～令和9年1月29日（金）
金利	● 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の1年、3年の店頭表示利率を当該満期まで適用します。
貯金の種類	スーパー定期貯金・大口定期貯金が対象となります。
お預入れ期間	お預入れ期間は1年、3年とさせていただきます。(元金または、元利金自動継続となります。)
中途解約時の取扱い	満期日前に解約される場合は、当ＪＡ所定の中途解約利率を適用いたします。 ※詳細は右記二次元コードより「お知らせ」キャンペーンをご参照ください 兵庫西農業協同組合 ホームページ トップ
その他参考となる事項	● 経済情勢等により、取扱い内容を変更または販売を終了する場合がございます。 ● 証書式は対象外となります。 ● 当商品は貯金保険の対象であり、同保険の範囲内（一人あたり元本 1,000万円までとその利息の合計額）で保護されます。 ● お利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の源泉分離課税がかかります。令和19年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ● 詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。

JA兵庫西

https://www.ja-hyogonishi.or.jp

各店舗情報はこちらから▼

ホームページ　インスタグラム

姫路東部

別所支店	(079)252-0685
四郷支店	(079)253-1911
御国野支店	(079)252-1121
飾東支店	(079)253-1865
花田支店	(079)253-1488
大的支店	(079)254-0104
姫路灘支店	(079)245-8001
船山支店	(079)232-2233
水上支店	(079)281-2000
豊富支店	(079)264-0115
英賀保支店	(079)236-0017
中島支店	(079)234-2721
高浜支店	(079)234-2571
飾磨支店	(079)233-0821

姫路西部

安室支店	(079)298-1015
高岡支店	(079)297-1955
姫路中央支店	(079)281-2681
荒川支店	(079)298-2035
曽左支店	(079)266-2350
姫路西支店	(079)266-0006
林田支店	(079)261-3232
広畑支店	(079)236-0785
八幡支店	(079)237-0125
勝原支店	(079)273-7821
大津支店	(079)236-1546
網干支店	(079)272-1381
旭陽支店	(079)273-6331

神飾

粟賀支店	(0790)32-1212
市川支店	(0790)26-0360
寺前支店	(0790)34-1212
福崎支店	(0790)22-1100
福崎東支店	(0790)22-5003
香呂支店	(079)232-0117
中寺支店	(079)232-1015
置塩支店	(079)335-0021
前之庄支店	(079)336-0003
菅野南支店	(079)335-0300

揖宍

新宮支店	(0791)75-4032
太子支店	(079)277-1001
揖保川支店	(0791)72-2028
御津支店	(079)322-0021
龍野誉田支店	(0791)63-0452
揖西支店	(0791)66-0081
揖保支店	(0791)67-8014
神岡支店	(0791)65-1311
山崎支店	(0790)62-0083
城下支店	(0790)62-0480
安富支店	(0790)66-2200

赤佐

赤穂支店	(0791)43-1848
塩屋支店	(0791)43-7730
尾崎支店	(0791)43-7729
坂越支店	(0791)48-8028
有年支店	(0791)49-2020
若狭野支店	(0791)28-0121
矢野支店	(0791)29-0331
上郡支店	(0791)52-2221
高田支店	(0791)52-2233
船坂支店	(0791)55-0002
佐用支店	(0790)82-2728
上月支店	(0790)86-0201
南光支店	(0790)78-0010
三日月支店	(0790)79-2005

詳しくはJA兵庫西の各支店窓口までお気軽にお尋ねください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和 8 年 11 月 24 日現在）

商 品 名 （愛称）	・スーパー定期貯金＜単利型＞ ・金利アップ定期貯金（1 年）
募集期間	・令和 8 年 11 月 24 日（火）～令和 9 年 1 月 29 日（金）
ご利用いただける方	・個人の組合員
期　間	・1 年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・一括預入 ・10 万円以上 1,000 万円未満 ・１円単位
満期時の取扱方法	・元金自動継続または元利金自動継続
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税　　金 （5）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・自動継続後の金利は、この定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は窓口にてご確認ください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 （２）　６か月以上１年未満　　約定利率×50% ただし、（２）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または事業部(電話：０７９－２８９－８８０１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお問い合せください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・証書式は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ兵庫西

商品概要説明書

大口定期貯金

（令和８年11月24日現在）

商 品 名 （愛称）	・大口定期貯金 ・金利アップ定期貯金（1年）
募集期間	・令和８年11月24日（火）～令和９年１月29日（金）
ご利用いただける方	・個人の組合員
期　間	・１年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・1,000万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後は、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を365日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・当ＪＡのホームページもしくは店頭に掲載しております。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5％を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（１）預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合** **次のＡ、ＢおよびＣ（Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、もっとも低い利率とします。** **Ａ　解約日における普通貯金の利率** **Ｂ　約定利率－約定利率×30%** **Ｃ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数** **なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。** **（２）預入日の６か月後の応当日以降に解約する場合** **次のＡおよびＢの算式により計算した利率（Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率とします。**

	Ａ　約定利率－約定利率×30% **Ｂ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）** **預入日数**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または事業部（電話：０７９－２８９－８８０１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお問い合せください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合せください。
その他参考となる事項	・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・証書式は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ兵庫西

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

（令和 8 年 11 月 24 日現在）

商 品 名 （愛称）	・金利アップ定期貯金（3 年）＜複利型＞ ・金利アップ定期貯金（3 年）
募集期間	・令和 8 年 11 月 24 日（火）～令和 9 年 1 月 29 日（金）
ご利用いただける方	・個人の組合員
期　間	・3 年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・10 万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 カ月後の応当日以後に、１円以上１円単位で、当ＪＡ所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で６か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・当ＪＡのホームページもしくは店頭に掲載しております。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率** **②　６か月以上１年未満　　約定利率×20%** **③　１年以上１年６か月未満　　約定利率×30%** **④　１年６か月以上２年未満　　約定利率×40%** **⑤　２年以上２年６か月未満　　約定利率×50%** **⑥　２年６か月以上３年未満　　約定利率×70%** **ただし、②から⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象** **当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または事業部(電話：０７９－２８９－８８０１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ事業部またはＪＡバンク相談所にお問い合せください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合せください。
その他参考となる事項	・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・証書式は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ兵庫西